

当麻町産材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当麻町の民間住宅施策の一環として、当麻町産の木材を積極的に活用し、町内に住宅を新築する者に対し補助することにより、定住化の促進を推進することを目的に、当麻町産材活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)について規定する。補助金の交付に当たっては、当麻町補助金等交付規則(平成17年規則第6号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 当麻町住民基本台帳に登録されている者又は当麻町に居住する見込みがあり、住宅を新築予定の者をいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供し、不動産登記法(平成16年法律第123号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)上の家屋とし、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定められた構造を有するもので、法令に違反がないものをいう。
- (3) 町産材 地域材のうち、当麻町内の森林から産出した原木を、建築用製材及び集成材に加工し製品化された木材をいう。
- (4) 新築 区画された土地又は現に建築されている建物を撤去した土地に住宅を建築することをいう。
- (5) 事業の完了 建築工事中、町産材の活用が完了した時点とし、構造材の活用完了時及び内外装材の活用完了時とする。
- (6) 当麻町産材活用促進住宅等新改築プロジェクト 「森林・林業の成長産業化」に寄与するとともに「地域振興や資源循環型社会」の実現を目指し、森林認証製品の適切な取扱及び管理のもと、良質な住宅を建設する取り組みをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、町民で次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 当麻町内に町産材を使用した住宅を新築し、当該住宅に居住する者
- (2) 対象者及び同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象は、次に掲げる住宅とする。ただし、補助対象は町産材に限る。

- (1) 当麻町内に新築される戸建専用住宅とする。
- (2) 当麻町内に新築される店舗併用住宅のうち、住宅の用途に供する部分とする。
- (3) 住宅と同時に施工する車庫、物置等の整備とする。
- (4) 新築される住宅の木材全体使用量のうち、町産材使用量が50パーセント以上使用されていること。
- (5) 対象とする町産材は構造材及び内外装材とする。内外装材はとど松又はから松の羽目板で、50平方メートル以内を対象とする。ただし、内外装材のみの使用は補助対象外とする。
- (6) 運搬費、プレカット料及び施工費等は対象外とする。
- (7) 町産材購入に際し、国、北海道、当麻町、その他公共的団体等からの交付金等を受けていない住宅とする。
- (8) 第2条(6)の取り組みに同意した建主及び施工業者が建設した住宅

(補助金額)

第5条 補助金の額は、250万円を限度とし、当麻町内で産地証明を発行できる企業から購入する町産材の販売額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回限りとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 当麻町内で産地証明を発行できる企業の販売額内訳明細書（町産材販売数量内訳書含む。）
- (3) 建築確認通知書又は建築工事届の写し
- (4) 付近見取図、平面図、立面図、各伏図等（町産材使用箇所を明らかにしたものとする。）
- (5) 個人情報目的外利用に関する同意書（第3号様式）
- (6) 誓約書（第4号様式）
- (7) 当麻町産材活用促進住宅等改築プロジェクトに関する確約書（第5号様式）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者へ通知するものとする。ただし、当該年度に属する11月末日までに補助申請を完了し、3月末日までに補助金の支払いを完了するものに限る。

2 前条の申請をした者は、前項の通知を受けた後でなければ、事業に着手してはならない。

(変更等承認申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定内容の変更並びに補助事業の中止又は廃止を行う場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（第7号様式）を町長へ提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定により補助事業の変更等承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び内容を調査し、決定すべきものと認めたときは、速やかに補助事業変更決定通知書（第8号様式）により補助金等の変更の決定をするものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業の完了時に速やかに実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 町産材を購入した領収証の写し（町産材購入数量内訳書含む。）
- (2) 町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書）
- (3) 竣工図（変更がなければ省略可）
- (4) 町産材を使用している箇所が確認できる次に掲げる写真
 - ア 材料搬入集積状況がわかるもので、ラベル・現場名がわかる写真
 - イ 軸組全景・土台・柱・梁・束・母屋がわかる写真（アップの写真不要）
 - ウ 町産材ラベルが貼ってあることがわかる写真
 - エ 隠蔽部分（土台・大引・小屋裏など）がある場合はその全景がわかる写真

(5) その他町長が必要と認めた書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の事業の完了時（構造材の活用完了時及び内外装材の活用完了時）に、それぞれ実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告等の書類の審査及び現地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときはそれぞれ補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第10号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を受けた場合は速やかに、補助金交付請求書（第11号様式）を町長へ提出し、町長はこれに基づき補助金を交付する。

(補助金の交付の取消)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 本要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書（第12号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。